

第45号議案

蒲郡市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年6月15日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

蒲郡市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を加える。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「自転車歩行者道を設けるもの」を「自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改める。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。